

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件

(防衛百七十四)

○防衛省告示第百七十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十三年七月十三日次のとおり決定された。

平成二十三年七月十四日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村	国有	土地…約一〇八、〇〇〇平方メートル	
------	-----------	-----------	----	-------------------	--

平成二十三年四月二十八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

三〇八三 厚木海軍飛行場

綾瀬市

国有

土地…約一六〇平方メートル

海上自衛隊が電力線及び通信線を埋設するため、共同使用する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約六二、〇〇〇平方メートル

工作物…誘導路等

海上自衛隊が航空施設等として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

一〇七五 帯広駐屯地

帯広市

国有

建物…約九〇平方メートル

浴場として追加提供する。

陸上自衛隊帯広駐屯地の施設の一部を、

五二二〇 日出生台・十文字原 由布市

演習場

国有

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約一五〇平方メートル

食厨として追加提供する。

陸上自衛隊湯布院駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二二 大村飛行場

大村市

国有

建物…約一〇平方メートル
油脂庫として追加提供する。

海上自衛隊大村飛行場の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

六〇一一 キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡金武町

国有

建物…約四四〇平方メートル

国有

工作物…囲障等

消火訓練施設として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十三年七月十四日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。